

○釧路司法書士会非司法書士排除委員会規則

(名 称)

第1条 本委員会は釧路司法書士会非司法書士排除委員会と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は非司法書士の排除と、その行為を防止し、司法書士業務の適正・円滑な処理を図るとともに、その職域を保持することを目的とする。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は5名とし、各支部より1名選出する。

(委員長及び副委員長)

第4条 本委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。

委員長及び副委員長の選任方法は委員の互選による。

(委員会の職務)

第5条 委員会は第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 非司法書士の実態の調査及び資料の収集
- (2) 前号に基づく告発の建議
- (3) 非司法書士の排除に関する事項についての建議
- (4) その他前各号に関連する事項

(報告義務)

第6条 委員長は速やかに委員会において決議した事項を会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は就任後第2回目の定時総会終結のときまでとする。

補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の委員の任期の残存期間と同一とする。

附 則

(施行期日)

この規則は昭和47年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成10年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は平成13年4月22日から施行する。